

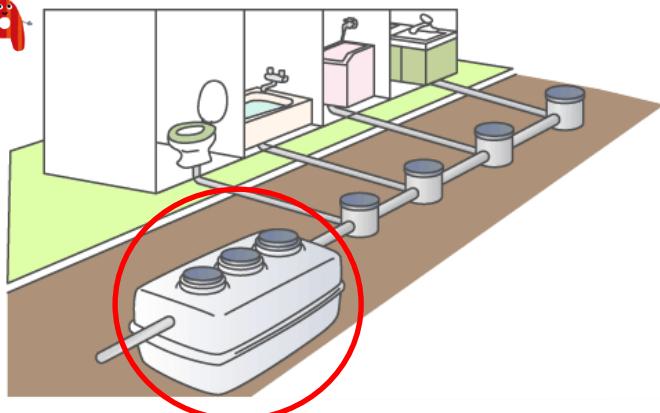
教えて!! 净化槽 FAQ

净化槽に関する疑問にお答えします



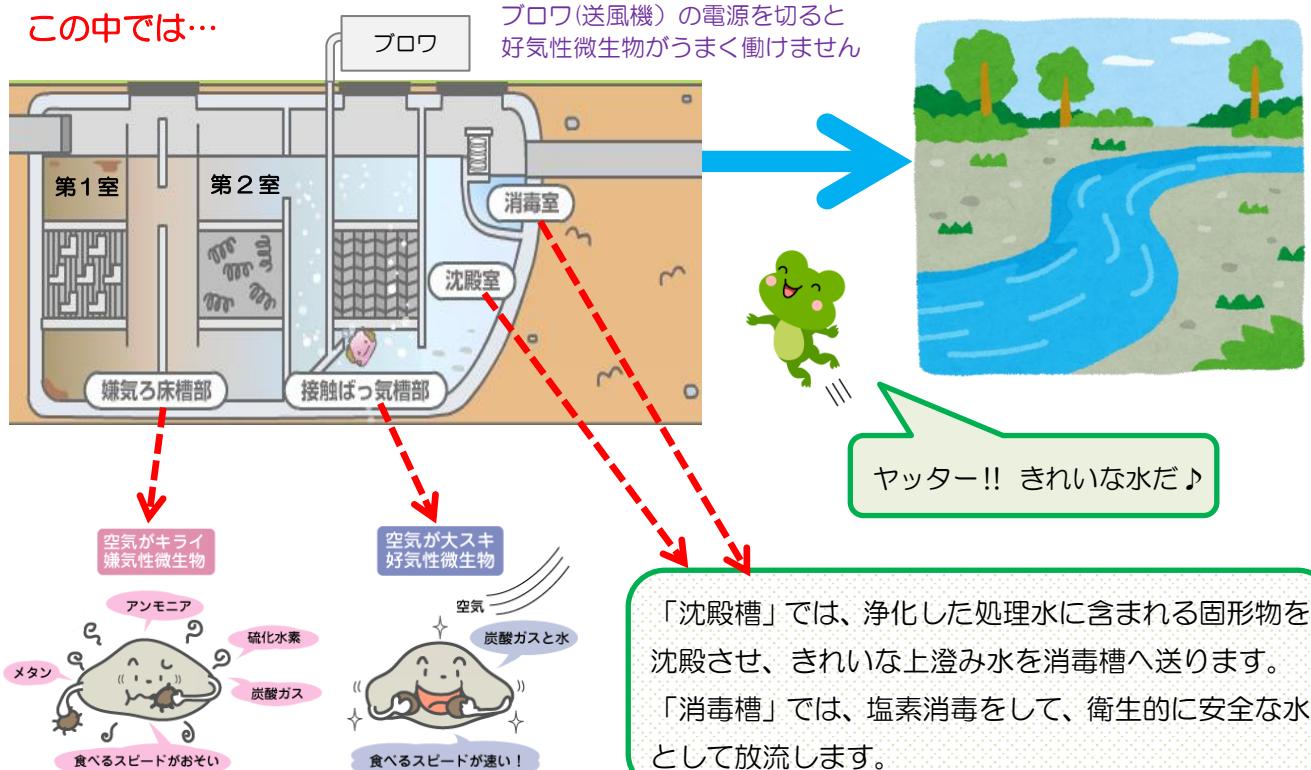
Q? 净化槽のしくみについて教えてください

A



浄化槽は、微生物の働きを利用して、汚れた水（生活排水）をきれいにしています。微生物たちは、水中の汚れ（有機物）をエサにして、数をどんどん増やしていきます。浄化槽をうまく働かせるためには、微生物たちの特徴に合わせて、元気になれるような環境や条件を整えることが大切です。言ってみれば浄化槽は『微生物の飼育箱』。適切な管理できれいな水環境を守りましょう

この中では…



「嫌気ろ床槽部」では、汚れた水に含まれる浮遊物（固形物）を「ろ材」がとり除くほか、酸素を必要としない「嫌気性微生物」が汚水中の有機物を分解し、浄化します。第1室から第2室に汚水が移って、さらに同様の手順で浄化されます。

「接触ばっ気槽」では、「接触材」に付着する生物膜（好気性微生物）を利用して、プロワにより汚水を「ばっ気」しながら「接触材」に循環接触させて、汚水中の有機物をさらに浄化しています。

※嫌気ろ床接触ばっ気方式

Q 浄化槽の維持のために必要なことを教えてください

A 次の3点を実施してください。

- ①登録業者による**保守点検**を、年3回以上実施してください（浄化槽の種類などによって回数は異なります。）また浄化槽使用者は、点検記録を3年間保管してください。
- ②市の認可を受けた業者による**清掃**を年1回以上行い、清掃記録を3年間保管してください。
- ③指定検査機関による**法定検査**（水質検査）を毎年受検してください。

※保守点検・清掃では、主に機械の保守と、水質の管理を行います。

主な作業内容は以下の通りです。

清掃	保守点検
各種機器の洗浄・点検・整備 余剰汚泥の引抜き ろ材などの汚泥量調整 洗浄後の排水の引抜き 所定の水位までの水張り	各種機器の点検・整備 簡易水質検査 汚泥などの調整



※清掃後はできるだけ早く水張りを行うことが重要です。これが遅れると、機能回復が遅れるだけでなく、まわりの土の圧力で本体破損、悪臭などを誘発します。

※詳細は『浄化槽保守点検マニュアル』・『浄化槽清掃マニュアル』を参照してください。

なお、①・②の業者については、生活衛生課へお問合せください。



保守点検の結果、汚泥なんて溜まってなかったのに、なぜ汚泥の引抜きをするの？

『清掃』は、汚泥の汲取りだけでなく、保守点検では確認できない「水の中」の機械や装置の点検・整備を行います。汚泥の溜まりぐあいや、水質の良し悪しにかかわらず、最低限1年に1回以上は、嫌気ろ床に溜まった水に溶けない固体物（夾雑物）や余剰汚泥（余った汚泥）を引き抜いて、機械（微生物の住み家）の消耗・変形・破損などの有無を確認し、水処理に必要な汚泥（微生物）量の調整をしなければなりません。



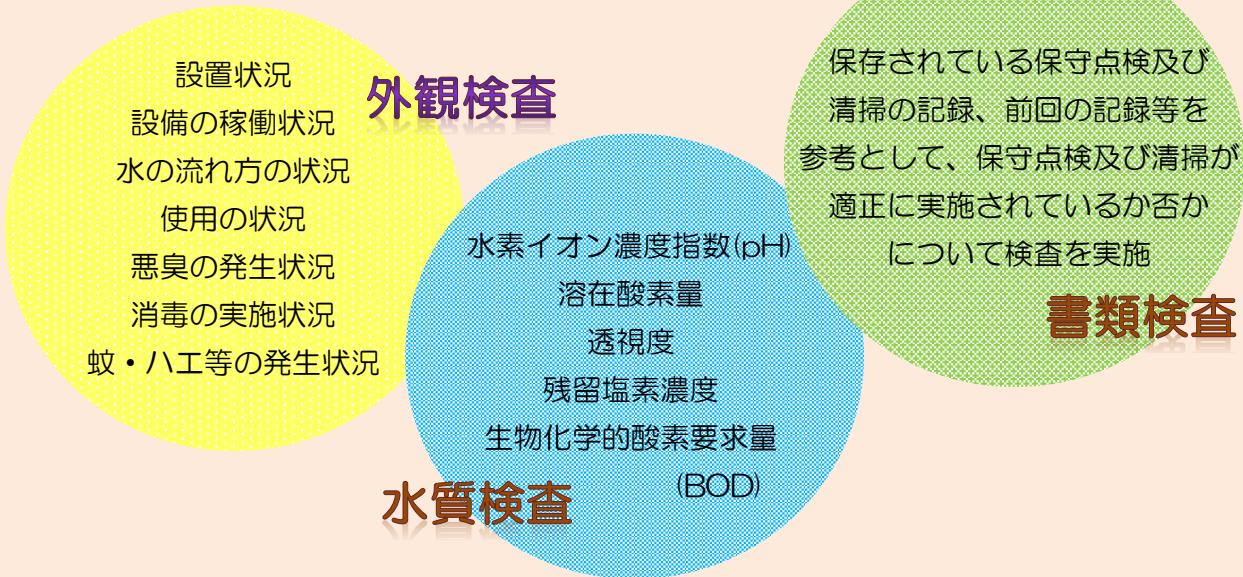


保守点検と清掃を実施しているのに、法定検査も受けるのですか



すべての浄化槽は、この法定検査を受けなければならぬと、浄化槽法に規定されています。この検査には「設置後等の水質検査」（7条検査）と「定期検査」（11条検査）がありますが、そのうち毎年1回行う「定期検査」は平常の保守点検・清掃が適正かどうかを判定するものですから、たとえ浄化槽保守点検業者と委託契約していても、その目的が異なりますので、指定検査機関による法定検査を受けなければなりません。

法定検査では…



●法定検査機関への委託などについて

広島県指定検査機関	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(公財) 広島県浄化槽協会	●	●		●	●
(公財) 広島県環境保全センター			●		

(公財) 広島県浄化槽協会

『効率化検査』を実施

5千円

(公財) 広島県環境保全センター

『ガイドライン』検査を実施

7千円（5千円）

※ () 内はみなし(単独)浄化槽の場合の金額です。

(公財) 広島県浄化槽協会

広島市安芸郡府中町千代8番8号

☎ 082-569-5540 FAX 082-569-5541

(公財) 広島県環境保全センター

広島市安佐南区大塚西4丁目2-28

☎ 082-849-6411 FAX 082-849-6422



ガイドライン検査と効率化検査って何が違うの？



ガイドライン検査では、環境省が指定した水質検査・外観検査・書類検査などの検査項目すべてを検査します。

一方、効率化検査では、ガイドラン検査のうちの一部を検査補助員が検査します。

ガイドライン検査を5年に1回実施し、それ以外の年に効率化検査を実施します。

Q 法定検査後「不適正」と診断され、「浄化槽の法定検査に基づく改善について」という通知が届きました。どうすればよいですか

A 指定検査機関は、法定検査実施後に検査結果書を作成し、浄化槽管理者へ提出することになります。検査結果は、（A）適正、（B）おおむね適正、（C）不適正の3段階で評価します。「（C）不適正」と判断された浄化槽は、法に基づく浄化槽の構造、工事、保守点検及び清掃に係る諸基準に違反しているおそれがあると考えられ、改善の必要性が認められます。「（C）不適正」という通知を受け取った場合は検査結果書に従い、浄化槽の状態、改善点を把握し、工事業者や保守点検業者と相談の上、適切な措置をとってください。

また、改善された若しくは改善する見込みが立った場合は、生活衛生課へ電話連絡いただき、通知書と同封の「法定検査C判定に伴う浄化槽改善報告（計画）書」を生活衛生課へ提出してください。

Q 転勤で引っ越しして、しばらく(数年)浄化槽を使用する予定がない。どうすればよいですか

A 1年以上浄化槽を使用しない場合は、休止の手続きを行ってください。これにより、保守点検、清掃及び法定検査を中止することができます。
まずは清掃業者へ連絡し、休止する旨を伝え、浄化槽内の汚泥を拭き取るなどの適切な処置を行ってください。（休止届に清掃の記録を添付してください。）
なお、休止中は浄化槽内で水を張り、ブロワ（送風機）を止めた状態となります。もし休止前に汚泥を引き抜かなかった場合、腐敗や悪臭などの近隣トラブルの原因となるだけでなく、汚泥が装置機械などに固着すると、再開時に円滑に浄化槽を使えなくなる可能性があります。

Q 休止していた浄化槽を再開したいが、どうすればよいか

A 浄化槽保守点検業者及び清掃業者へ連絡し、必要な作業を委託してください。
休止していた浄化槽を再開するためには、装置が故障していないか作動確認するとともに、プロア（送風機）を再稼働させ、浄化槽内には汚泥を浄化するための活性汚泥（種汚泥）を投入し、しばらくなじませ、水処理を行うための事前準備を行います。
また、生活衛生課へ使用再開届出書を提出してください。
(様式は市ホームページからダウンロードしてください。)

Q 最近、下水道へ接続しました。使用していた浄化槽はどうすれば良いですか

A 浄化槽は廃止することになりますので、生活衛生課へ浄化槽廃止届を提出してください。
(様式は市ホームページからダウンロードしてください。)

Q 浄化槽からの臭いがひどいのですが

A 臭気の原因として考えられるのは、
①プロワ（送風機）の異常による浄化槽の機能低下
②浄化槽の清掃不足
③排気設備の不良
④マンホール蓋の密閉が不十分
などがあります。
これらへの対処は、専門知識がなければできないものもありますので、委託している浄化槽保守点検業者に連絡して、適正な措置をとるようにしてください。



Q 浄化槽からの音が気になりますが

A 浄化槽からの「音」や「振動」の原因としては、
①プロワ（送風機）に問題がある
・家屋の土台などと接触している
・「音」が聞こえる部屋と接近しすぎている
②浄化槽本体に問題がある
などが考えられます。いずれの場合も、早めに浄化槽保守点検業者（あるいは施工業者）に連絡して、適正な措置をとるようにしてください。

Q 罰則はありますか

A 浄化槽法では次表の罰則を定めています。

違 反 行 為	罰 則	適用条項 (浄化槽法)
保守点検や清掃が定められた基準に従っていないとして、都道府県知事に改善措置や使用停止を命じられたにも関わらず従わない場合	6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金	第62条
無届か嘘の届出により浄化槽を設置した場合	3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金	第63条第1号
届け出た浄化槽の設置又は構造・規模の変更計画が不適正であるとして、計画の変更又は廃止を命ぜられたにも関わらず、これに違反した場合	3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金	第63条第2号
行政庁から浄化槽の保守点検や清掃等に関する報告を求められたにも関わらず、報告をしなかったり嘘の報告をした場合	30万円以下の罰金	第64条第10号
設置後等の水質検査(7条検査)及び定期検査(11条検査)についての都道府県知事からの命令に従わない場合	30万円以下の罰金	第66条の2
浄化槽の使用を廃止した時の都道府県知事への届出をしなかったり嘘の届出をした場合	5万円以下の罰金	第68条
行政庁の立ち入り検査を拒んだり妨げたり、質問に答えなかったり、又は嘘の答えをした場合	30万円以下の罰金	第64条第11号



净化槽清掃の収集区域の指定とはどういう制度ですか



市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき一般廃棄物処理計画を定めることとなっており、一般廃棄物の収集運搬業者ごとに収集区域を指定しております。これは市の固有の責務である一般廃棄物処理業務を市内全てにおいて円滑かつ完全に遂行するために必要かつ適切であるという認識に立ち、採用している制度です。

のことから、浄化槽の清掃は、その区域で指定された事業者が必ず行うこととなっており、それ以外の事業者は行うことができません。浄化槽の清掃に関し、事業者の対応で不明な点などありましたら、市役所生活衛生課へご相談ください。

※事業者ごとの収集区域は『浄化槽清掃について（区域の指定）』を参照してください。収集区域に関することは、市役所廃棄物対策課へお問い合わせください。